

川崎市放置自転車等総合対策業務委託に係る共同企業体取扱要綱

4 川建自第 6 3 8 号
令和 4 年 1 1 月 2 1 日

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、本市が発注する川崎市放置自転車等総合対策業務委託に係る共同企業体（以下「共同企業体」という。）の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(業務内容)

第 2 条 共同企業体に発注する業務は、川崎市放置自転車等総合対策業務に係る次の各号に掲げる業務（以下これらを「委託業務」という。）とする。

- (1) 放置防止対策に関する業務
- (2) 放置自転車等の指導・警告、撤去・運搬等に関する業務
- (3) 自転車等保管所の管理・運営、自転車等の保管・返還に関する業務
- (4) 撤去、保管等に係る費用の収納事務に関する業務
- (5) 引き取りのない自転車等の取り扱いに関する業務
- (6) 放置自転車対策の事務に関する業務
- (7) 問合わせ・苦情・陳情に関する業務
- (8) その他付帯する業務

(履行方式)

第 3 条 委託業務は、共同企業体の各構成員が分担して履行する方式によるものとする。

(構成員)

第 4 条 共同企業体は、競争入札参加資格を有する者により結成されなければならない。

(共同企業体の結成方法等)

第 5 条 共同企業体の結成は、任意に結成するものとする。ただし、当該委託業務に係る 2 以上の共同企業体の構成員となることはできない。

(参加申込)

第 6 条 共同企業体は、本委託業務にかかる公募型プロポーザル方式募集要領に定めるプロポーザル参加意向申出書（以下「申出書」という。）に委任状（第 1 号様式）及び共同企業体協定書（第 2 号様式）を添付して、市長が指定する日までに提出しなければならない。

2 申出書の提出後に、共同企業体の構成員（代表者を除く。）が指名停止等の措置を受けた場合は、企画提案書の提出前に限り、当該構成員を除いた上で、代わりとなる構成員を補充して新たに共同企業体を結成し、参加申込を行うことができるものとする。

3 前項の申込みを行う場合は、申出書を市長が指定する日までに提出しなければならない。

(資格の審査等)

第 7 条 市長は、申出書を提出した共同企業体について、資格の有無を審査し、その結果を共同企業体の代表者に対し通知するものとする。

(存続期間)

第8条 共同企業体の存続期間は、公募型プロポーザルの結果、委託業務の受託者となった共同企業体にあつては、当該委託業務の完了後3か月を経過した日までとし、それ以外の共同企業体にあつては、当該委託業務の請負契約が締結された日までとする。

(共同履行の確保)

第9条 市長は、共同履行の確保を図るため、共同企業体に対し、その運営委員会の委員名、委託業務履行体制の組織、人員配置等を記載した共同企業体編成表（第3号様式）を提出させるものとし、仕様書等にその旨を記載するものとする。

(混合入札)

第10条 市長は、単独企業と共同企業体との混合による入札を行うことができるものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年11月22日から施行する。

第1号様式

委 任 状

令和 年 月 日

(あて先)

川 崎 市 長

共同企業体の名称

共同企業体の所在地

委任者	構成員	住 所 名 称 代表者
-----	-----	-------------------

委任者	構成員	住 所 名 称 代表者
-----	-----	-------------------

受任者	代表者	住 所 名 称 代表者
-----	-----	-------------------

私（委任者）は、川崎市発注に係る川崎市放置自転車等総合対策業務について、上記の共同企業体代表者（受任者）を代理人と定め、川崎市と共同企業体との間における次の事項に関する権限を委任します。

- （１） 入札及び見積りに関する権限
- （２） 契約締結に関する権限
- （３） 発注者及び監督官庁等と折衝する権限
- （４） 委託代金の請求及び受領に関する権限
- （５） 各種保証金の納付並びに還付請求及び受領に関する権限
- （６） 復代理人の選任に関する権限
- （７） その他契約履行に関する一切の権限

共同企業体協定書

(目的)

第1条 当共同企業体は、次の事業を連帯して営むことを目的とする。

- (1) 川崎市（以下「発注者」という）が発注する川崎市放置自転車等総合対策業務（以下「委託業務」という。）
- (2) 前号に付帯する事業

(名称)

第2条 当共同企業体は、〇〇・〇〇共同企業体（以下「当企業体」という。）と称する。

(事務所の所在地)

第3条 当企業体は、事務所を〇〇市〇〇区〇〇町〇〇番地に置く。

(成立時期及び解散時期)

第4条 当企業体は令和〇年〇月〇日に成立し、委託業務の契約履行後3か月を経過するまでの間は、解散することができない。

- 2 委託業務を請け負うことができなかったときは、当企業体は、前項の規定にかかわらず、委託業務に係る契約が締結された日に解散するものとする。

(構成員)

第5条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

〇〇市〇〇区〇〇町〇〇番地
〇〇〇〇株式会社
〇〇市〇〇区〇〇町〇〇番地
〇〇〇〇株式会社

(代表者)

第6条 当企業体は、〇〇〇〇株式会社を代表者とする。

(代表者の権限)

第7条 当企業体の代表者は、委託業務の履行に関し、当企業体を代表してその権限を行うことを名義上明らかにしたうえで、次の各号に掲げる権限を有する。

- (1) 入札及び見積りに関する権限
- (2) 契約締結に関する権限
- (3) 発注者及び監督官庁等と折衝する権限
- (4) 委託代金の請求及び受領に関する権限
- (5) 各種保証金の納付並びに還付請求及び受領に関する権限
- (6) 復代理人の選任に関する権限
- (7) その他契約履行に関する一切の権限

(構成員の業務分担)

第8条 各構成員の委託業務の分担は、次のとおりとする。

〇〇〇〇〇業務 〇〇〇〇株式会社
〇〇〇〇〇業務 〇〇〇〇株式会社

(運営委員会)

第9条 当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、委託業務の履行にあたるものとする。

(構成員の責任)

第10条 各構成員は、委託業務の契約の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

2 各構成員は、委託業務の履行に伴い、発注者又は第三者に損害を与えたときは、連帯して責任を負うものとする。

3 構成員が他の構成員に損害を与えたときは、関係構成員が誠実に協議し、解決するものとする。

(取引金融機関)

第11条 当企業体の取引金融機関は、〇〇銀行〇〇支店とし、共同企業体の構成企業名義の預金口座によって取引するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第12条 本協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することはできない。

(業務途中における構成員の脱退に対する措置)

第13条 構成員は、発注者及び構成員全員の承認がなければ、当企業体が委託業務を完了する日までは脱退することはできない。

2 構成員のうち、業務途中において前項の規定により脱退したものがあつた場合には、残存構成員が委託業務を履行する。

(構成員の除名)

第14条 当企業体は、構成員のうちいずれかが、業務途中において重要な義務の不履行その他の除名し得る正当な事由を生じた場合においては、他の構成員全員及び発注者の承認により当該構成員を除名することができるものとする。

2 前項の場合においては、除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない。

3 第1項の規定により構成員が除名された場合においては、前条第2項の規定を準用するものとする。

(業務途中における構成員の破産又は解散に対する処置)

第15条 構成員のうちいずれかが業務途中において破産又は解散した場合においては、前条第2項及び第3項の規定を準用するものとする。

(代表者の変更)

第16条 代表者が脱退若しくは除名された場合又は代表者としての責務を果たせなくなった場合においては、従前の代表者に代えて、他の構成員全員及び発注者の承認により残存構成員のうちいずれかを代表者とすることができるものとする。

(解散後の瑕疵担保責任)

第17条 当企業体が解散した後においても、当該委託業務につき瑕疵があったときは、各構成員は、共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第18条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

〇〇〇〇株式会社ほか〇社は、上記のとおり、〇〇・〇〇共同企業体協定を締結したので、その証としてこの協定書〇通を作成し、構成員が記名捺印した上、各自1通所持する。

なお、当企業体が第1条の業務の契約を締結する場合にあたっては、当該契約書に添付するものとする。

〇〇・〇〇共同企業体編成表

令和〇年〇月〇日作成

〇〇・〇〇共同企業体運営委員会		
委員長	〇〇 〇〇	(所属会社)
委員	〇〇 〇〇	(所属会社)

〇〇業務責任者
(所属会社名)

〇〇業務責任者
(所属会社名)

〇〇業務主任
(所属会社名)

〇〇業務主任
(所属会社名)

〇〇業務係
(所属会社名)

〇〇業務係
(所属会社名)

- 1
- この表は参考例であり、共同企業体の実情に応じて適宜作成すること。
- 2
- 編成表の内容に変更があった際は、その都度作成し提出すること。
- 3
- 複数の業務を兼ねている担当者がある場合、同一担当者を複数個所に記載することを可とする。